

令和7年度沖縄県生涯学習に関する県民意識調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度沖縄県生涯学習に関する県民意識調査

2 目的

沖縄県における生涯学習に関する意識と実態を調査し、今後の生涯学習振興に向けた施策立案に役立てるための基礎資料を得ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

4 調査の概要

- (1) 調査対象 県内在住の満20歳以上の男女
- (2) 調査方法 郵送調査法（インターネットによる回答を併用）
- (3) 標本数 2,000人 ※前回調査時（令和2年度）の回収率 31.7%
- (4) 抽出原簿 対象市町村の保有する住民基本台帳
- (5) 標本抽出法 層化二段無作為抽出法

※前回調査市町村

第1次抽出	中都市（人口10万～50万人未満）	那覇市
	小都市（人口10万人未満）	名護市 宮古島市
	町村	南風原町 中城村
第2次抽出	各自治体の人口に比例した標本数を等間隔で抽出	

(6) 調査項目

6項目設問数35問程度を予定しており、沖縄県が決定し受託者へ提示する。

5 業務内容及びスケジュール（予定）

本業務の大まかな業務内容及びスケジュールは概ね次表に示すとおりとし、受託者は履行期間内に業務を完了するよう業務計画書を作成し、沖縄県の確認を得ること。

また、本業務を正確かつ円滑に遂行するため、類似する案件の業務経験を有する技術者を配置するとともに、業務責任者を定め、沖縄県との協議・事務調整に応ずることができる体制を整え、実施体制表を沖縄県に提出すること。

業務内容	時期
※ 契約締結	4月中旬
(1) 調査対象者の抽出 ① 県内各市町村の中から調査対象市町村の選定 ② 調査対象市町村に居住する県民から対象者の抽出 ③ 調査対象リストの作成	4月中旬～ 5月中旬
(2) 調査準備 ① 調査項目の設定 ・前回実施時の調査項目を基本として沖縄県が検討・決定して受託者へ提示する。 ② 調査票の作成、印刷（A3、両面、1枚、1色） ・調査票の内容等については、沖縄県と受注者で協議し、決定	5月下旬～ 6月上旬

<p>する。</p> <p>③ 調査票発送用及び回収用封筒の印刷（定型長3封筒、1色）</p> <p>④ 礼状兼督促状の印刷（ハガキ、1色）</p> <p>⑤ インターネットによる回答環境の整備 ※3/13 追記</p> <p>調査対象者が郵送に代わり、WEBページ（インターネット）においても回答できるよう、受注者において調査票と同内容の専用WEBページを制作する。</p> <p>WEBページは、パソコンの他に、スマートフォン、タブレット端末からも回答しやすいようレスポンス対応することとし、Edge、Firefox、Google Chrome、safariなど様々なブラウザからのアクセスを想定してページを制作すること。なお、サーバー等の必要な備品類は、受注者が用意したものを使用するものとする。</p> <p>WEBページでの回答に当たり、回答途中で一時保存ができる機能を整備しておくこと。また、調査対象者が専用ページにアクセスしやすくするため、URLをQRコード化し調査票に掲載するものとする。また、回答票にIDを印刷する等の方法により、郵送方式とWEB方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるように対応すること。なお、回答票に記載するID等は、重複回答の有無を識別するためだけに用い、調査対象者に紐づけるなどして回答者が特定されないようにすること。</p>	
<p>(3) 調査の実施</p> <p>① 調査票を調査対象者宛てに送付</p> <p>② 調査対象者から返送された調査票の整理</p> <p>③ 礼状及び督促状の送付</p>	<p>6月中旬～ 8月上旬</p>
<p>(4) 調査票の集計、分析</p> <p>① 回答内容のデータ入力、単純集計、属性別クロス集計</p> <p>② 質問間クロス集計及び集計結果の分析</p>	<p>① 8月中旬～9月下旬</p> <p>② 調査報告書の作成時までに</p>
<p>(5) 速報値の報告</p> <p>① 各調査項目について、単純集計及び属性（居住地、年代）別にクロス集計した結果をグラフ化し、PDFデータ及びエクセル等編集可能なデータ形式の両方を沖縄県へ提供する。この時点では調査項目毎の解説等は不要とする。</p>	<p>9月末まで</p>
<p>(6) 調査報告書の作成</p> <p>① 沖縄県生涯学習に関する県民意識調査報告書の原稿作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集計結果を分析し、調査項目毎に解説を行う。 ・適切な図表やグラフを用いて視覚的にわかりやすくなるように工夫する。 ・報告書の作成に当たっては、過去に実施した県民意識調査報告書を参考にすること。 ・報告書の原稿については、沖縄県と複数回協議を行った上で内容を決定する。 <p>② 調査報告書の印刷製本（A4版、本文60ページ程度、フルカラー、150部）</p>	<p>令和8年3月13日まで</p>

6 着手時及び完了時の提出書類

受注者は、本業務の着手時には以下の(1)、(2)及び(3)の書類を、完了時には(4)の書類と「9 成果品」に示す一切を併せて提出しなければならないほか、沖縄県が必要と認めるその他の書類について、沖縄県の求めに応じて提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務体制表
- (4) 完了報告書及び納品書

7 経費等

- (1) 「5 業務内容及びスケジュール（予定）」に示す業務及び打ち合わせ等に係る経費等、本業務の遂行に当たって要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 一般管理費は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内とする。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る閲覧手数料並びに調査票返送用として利用する料金受取人払に係る郵便料金及び手数料は、受託者が対象市町村及び日本郵便株式会社に支払った実績を基に精算を行う。

8 委託料の支払い

委託業務完了後の精算払いとする。

9 成果品

- (1) 沖縄県生涯学習に関する県民意識調査報告書 150部
- (2) 報告書の電子データ（PDF形式及びワード、エクセル等編集可能なデータ形式）
- (3) 集計データ、素データ等の電子データ（エクセル等編集可能なデータ形式）
- (4) 回収済調査票原本

10 個人情報保護

個人情報の収集、利用及び管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

11 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

12 再委託の制限 ※3/13 一部変更

以下の(1)から(4)に定める業務以外の業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。業務の履行を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により沖縄県の承認を得なければならない。ただし、(1)から(3)に定める業務を委任し、又は請負わせるときはその限りでない。

- (1) 資料等の複写、印刷、製本
- (2) 物品の輸送、発送
- (3) データの入力
- (4) 回答回収用WEBページの制作

13 その他

本仕様書に記載のない事項については、沖縄県と受託者の協議により処理方法を決定する。沖縄県と受託者が協議を行う場合には、受託者側は必ず業務責任者が参加するものとする。協議内容は受託者の責任において議事録を作成し、沖縄県の確認を受けなければならない。

※参考資料

過去に実施した県民意識調査報告書（沖縄県教育委員会ホームページ）
<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/shogaigakushu/1009501/1009502/1009507.html>